

岐阜県公報

第 三 千 三 十 七 号
平 成 三 十 一 年 四 月 五 日

(金曜日)

目 次

告 示

- 救急病院の申出の撤回 (医療整備課) 二二三^ハ
- 道路の区域変更 (道路維持課) 二二三
- 道路の供用開始 (同) 二二四
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (身体障害者更生相談所) 二二四

公 示

- 土地改良事業の工事の完了 (農地整備課) 二二五
- 公共測量の終了 (用地課) 二二五
- 大垣都市計画の図書の縦覧 (都市政策課) 二二六
- 多治見都市計画の図書の縦覧 (同) 二二六
- 土地改良区役員の退任及び就任 (西濃農林事務所) 二二六

告 示

岐阜県告示第二百三十五号

次の医療機関から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったので、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名	所在地	撤回年月日
医療法人社団正和会 馬淵病院	大垣市美和町一八三番地	平成三一・三・三一
国民健康保険坂下病院	中津川市坂下七二三番地一	平成三一・三・三一

岐阜県告示第二百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年四月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 メー ト	延 長 メー ト	備 考

一般国道	百五十六号	郡上市白鳥町歩岐島字上 棚三三番一地从先から 同市同町同字同 三四五番一地从先まで	後	前
			三〇・一 四・一	二五・一 六・九
			一四二・〇	一四二・〇

岐阜県告示第二百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年四月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域又は 決定又は 変更の日 示年月日 ほか)
県道	高山線	飛騨市古川町上野字竹原七六 七番一地从先から 同市同町同 二番一地从先まで	字一階六九	六四・一	平成 三・四・五	平成 六・七・一

岐阜県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年四月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域又は 決定又は 変更の日 示年月日 ほか)
県道	小倉倉線 大垣江	養老郡養老町上之郷字西ノ切 一〇三番地先から 同郡同町同 一〇〇番地先まで	字北ノ切	五・四	平成 三・四・五	平成 三〇・二・三

岐阜県告示第二百二十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成三十一年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

担当科目	医師氏名	勤務場所	指定年月日
呼吸器内科	浅野 貴光	東濃中央クリニック	瑞浪市松ヶ瀬町一丁目一四一 平成三〇・三・二五
外科	加藤 喜彦	岐阜県厚生農業協同組合連合会 西美濃厚生病院	養老郡養老町押越九八六 同
心臓血管外科	河合 憲一	木沢記念病院	美濃加茂市古井町下古井五九〇 同
整形外科	田口 慶太	岐阜県厚生農業協同組合連合会 揖斐厚生病院	揖斐郡揖斐川町三輪二五四七 同
心臓血管外科	大城 規和	大垣徳洲会病院	大垣市林町六丁目八五 同
眼科	桑山みどり	大垣徳洲会病院	大垣市林町六丁目八五 同

公 示

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	恵那二期地区	平成三一・三・二二

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
岐阜県
- 二 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 三 作業期間
平成三十年十月十五日から
平成三十一年三月十九日まで
- 四 作業地域
加茂郡八百津町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
岐阜県
- 二 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 三 作業期間
平成三十年七月三日から
平成三十一年三月二十二日まで
- 四 作業地域
下呂市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
岐阜市
- 二 作業種類
公共測量（都市計画基本図作成）
- 三 作業期間

平成三十年八月二十日から
平成三十一年三月十五日まで
四 作業地域
岐阜市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

岐阜市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成三十年十月二十二日から

平成三十一年三月二十二日まで

四 作業地域

岐阜市

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画土地区画整理事業

郭町東西街区土地区画整理事業
二 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

多治見都市計画道路 三・五・五 本町美坂線

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十一年四月五日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	退任した役員	役名	氏名	住所
養老町上多度東部土地改良区	平成三十一年三月九日	理事	田中茂	養老郡養老町田三四番地一五一番地
		同	古川真二	同

平成三十一年四月五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社